

番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間（日数）		審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
				標準処理期間	標準処理期間を定めない理由			
326	農地等の権利移動の許可	農地法	第3条第1項	4週間	—	法令のとおり	—	農業委員会
327	特定農地貸付けに関する承認	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律	第3条第3項	30日	—	法令のとおり	—	農業委員会
328	特定農地貸付けの変更の承認(第3条第3項の準用)	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令	第4条第1項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	法令のとおり	—	農業委員会